特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	児童手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティーポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和8年1月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	(1)児童手当の支給に関する事務 　児童手当は、父母等の児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするものである。 　児童手当の支給事務に関し、児童手当法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①認定請求の受理・審査・通知 ②額改定請求の受理・審査・通知 ③未支払請求の受理・審査・通知 ④各種届出の受理・審査・通知 ⑤受給者台帳の登録・管理 ⑥手当の支給 (2)「令和七年度物価高対応子育て応援手当」の給付に関する事務 　こども一人あたり2万円の給付ついて「令和七年度物価高対応子育て応援手当」として特定公的給付に包括指定されたことから、特定個人情報を当該手当の給付事務で取り扱う。
③システムの名称	総合行政システム(標準化前)、総合行政システム(標準化後)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表第81、135の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、160、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107、160の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号　965-8601 会津若松市東栄町3番46号 健康福祉部　こども家庭課　0242-39-1243

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号　965-8601 会津若松市東栄町3番46号

連絡先	会津若松市栄町3番46号 健康福祉部　こども家庭課　0242-39-1243
９．規則第９条第２項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手）　[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	以下のような場合に、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱うシステムは、国が調達するガバメントクラウドにて運用することとなるが、このガバメントクラウドは国が実施した特定個人情報保護評価に基づき、適切に管理されている。また、特定個人情報が記載された書類は施錠できる場所に保管するとともに、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には廃棄した記録を保存しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	課長　藤森　佐智子	課長　渡辺　匡子	事後	
平成29年4月1日	所属長	課長　渡辺　匡子	課長　小林　浩治	事後	
平成31年4月1日	所属長の役職名	課長　小林　浩治	こども家庭課長	事後	
平成31年4月1日	新様式に変更			事後	
令和3年2月5日	再実施			事後	
令和7年3月24日	○評価書名 ○個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 ○Ⅰ－1－①事務の名称		特例給付の文言を削除	事後	児童手当法改正
令和7年3月24日	○Ⅰ－3個人番号の利用 ○Ⅰ－4－②法令上の根拠	別表第1の56の項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令　第44条 【情報照会】 ・別表第2の74の項　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第2命令」という。）　第40条 ・別表第2の75の項 【情報提供】 ・別表第2の26の項　番号法別表第2命令第19条第1号のカ ・別表第2の30の項 ・別表第2の87の項　番号法別表第2命令第44条第1号のカ	番号法別表第81の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	事後	番号法改正
令和7年3月24日	Ⅳリスク対策		項目を追加	事後	新様式に変更
令和7年3月24日	再実施			事前	基幹業務標準化に伴う再実施
令和8年1月14日	○Ⅰ－1－②事務の概要 ○Ⅰ－3個人番号の利用 ○Ⅰ－4－②法令上の根拠	児童手当は、父母等の児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするものである。 児童手当の支給事務に関し、児童手当法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①認定請求の受理・審査・通知 ②額改定請求の受理・審査・通知 ③未支払請求の受理・審査・通知 ④各種届出の受理・審査・通知 ⑤受給者台帳の登録・管理 ⑥手当の支給 ・番号法別表第81の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	（1）児童手当の支給に関する事務 児童手当は、父母等の児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするものである。 児童手当の支給事務に関し、児童手当法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①認定請求の受理・審査・通知 ②額改定請求の受理・審査・通知 ③未支払請求の受理・審査・通知 ④各種届出の受理・審査・通知 ⑤受給者台帳の登録・管理 ⑥手当の支給 （2）「令和七年度物価高対応子育て応援手当」の給付に関する事務 こども一人あたり2万円の給付ついて「令和七年度物価高対応子育て応援手当」として特定公的給付に包括指定されたことから、特定個人情報を当該手当の給付事務で取り扱う。 ・番号法別表第81、135の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、160、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107、160の項	事前	物価高対応子育て応援手当の実施